

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月	日	事	氏名
年月日	旧氏名	項	名
昭和三十七年五月三十一日			ふるやきょういちろう 古谷 きょういちろう

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

平成二年一〇月三〇日	司法修習生の修習終了	内閣	最高裁判所
四月一日	司法修習生の修習終了	内閣	最高裁判所
四月一日	判事補に任命する	内閣	最高裁判所
那霸地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	内閣	最高裁判所
那霸地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる	那霸地方裁判所判事補に補する	内閣	最高裁判所
兼ねて那霸家庭裁判所判事補に補する	那霸地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる	内閣	最高裁判所

裁判所		年号	月日	事項	古谷恭郎
裁	判	年号	月日	内閣	名
平成	五	四一〇	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所	
六	四	一	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	
七	四	一〇	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	
八	四	一	より判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所	
九	四	一	最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる	最高裁判所	
一〇	五	八	法制審議会幹事に任命する	法務省	
一一	四	一	最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる	最高裁判所	
一二	四	一	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	内閣	
一三	四	一	家庭裁判所調査官研修所教官に充てる	最高裁判所	
一四	四	一	法制審議会幹事を免ずる	法務省	
一五	四	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣	

古谷恭一郎

年号月日 事項

序名

裁判所 平成一二四九 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事

補につき任期終了

裁判所

平成一二四九 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事

内閣

平成一二四九 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事

内閣

平成一二四九 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事

内閣

東京家庭裁判所判事に補する

家庭裁判所調査官研修所教官に充てる

最高裁判所

平成一二四九 裁判所調査官研修所教官に充てる

内閣

京都家庭裁判所判事に兼ねて任命する

京都家庭裁判所調査官研修所教官に充てる

最高裁判所

京都簡易裁判所判事に補する

京都家庭裁判所判事の職務代行を命ずる

最高裁判所

六一 京都家庭裁判所判事の職務代行を命ずる

大阪高等裁判所

六一 兼官を免ずる

内閣

六一 大阪地方裁判所判事に補する

最高裁判所

九一 東京地方裁判所判事に補する

内閣

3丁

古谷恭一郎

7丁

裁判所

年号

月

日

事

項

庁

古谷恭一郎

令和三

一八

文部科学事務官（研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長）に併任する

文部科学省